第３号様式（第１１条関係）

**覚　　書**

　茅ヶ崎市（以下「市」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「雑誌スポンサー」という。）は、茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成２６年３月１日施行。以下「実施要綱」という。）に規定する茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し次のとおり覚書を締結する。

（提供する雑誌）

第１条　雑誌スポンサーは、次に掲げる雑誌の購入費を全額負担して茅ヶ崎市立図書館（以下「図書館」という。）に提供するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 雑誌名及び刊行の形態 | 提　供　場　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（雑誌スポンサーの責務等）

第２条　雑誌スポンサーは、提供する雑誌に表示する広告の内容に関する一切の責めを負うものとする。

２　雑誌スポンサーは、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に関わる全ての権利処理等が完了していることを市に対し保障するものとする。

３　市及び雑誌スポンサー以外のものから広告の内容に関し、苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

４　雑誌スポンサーは、広告チラシ及び雑誌架の広告の作成並びにこれらの作成に要するすべての費用を負担するものとする。

（広告表示の方法等）

第３条　広告の表示方法、表示位置、規格等は、茅ヶ崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー制度仕様書（別紙）のとおりとする。

（広告の表示期間）

第４条　広告を表示する期間（以下「広告の表示期間」という。）は、　年　月　日から　年　月日までとする。ただし、広告の表示期間満了日の３箇月前までに書面により雑誌の提供

の中止の意思表示がない場合は、当該広告の表示期間の翌年度においても雑誌を提供する意思

があるものとみなし、その後も同様とする。

（雑誌の費用負担）

第５条　雑誌スポンサーは、広告の表示期間において、書店等（雑誌の発売日当日に図書館に納入することができるものに限る。）（以下「書店等」という。）と当該年度末までの購読契約を締結するものとする。

２　図書館に提供する雑誌の購入費は、雑誌スポンサーが全額負担し、書店等に直接支払わなければならない。

（雑誌の休刊等による変更）

第６条　雑誌スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により図書館に雑誌を提供することができなくなるおそれがあるときは、あらかじめ教育委員会に申し出なければならない。

２　雑誌スポンサーは、前項の申出をしたときは、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告の表示を切り替えることができる。

（広告の表示内容の変更）

第７条　雑誌スポンサーは、広告の表示内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする表示内容を添えて書面により教育委員会に申し出て、変更の決定を受けなければならない。

２　前項の申出は毎年度２回までとし、その期間は教育委員会が別に定める。

（雑誌提供の中止の申出）

第８条　雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の３箇月前までに教育委員会に申し出なければならない。

（雑誌スポンサーの取消し）

第９条　教育委員会は、広告の表示期間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消し、広告の表示を抹消することができる。この場合において、教育委員会は、雑誌スポンサーに損害が生じてもその責めを負わない。

　(1) 雑誌スポンサーが市や図書館の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

　(2) 前条の規定により雑誌スポンサーが雑誌の提供の中止を申し出た場合で、これを承認したとき。

(3) 雑誌スポンサーが実施要綱第３条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(4) 偽りその他不正の行為により雑誌スポンサーの決定を受けたとき。

(5) 実施要綱に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が雑誌スポンサーとして適切でないと認めるとき。

２　前項の規定により広告の表示を中止した場合であっても、当該広告の表示期間に係る雑誌の購入に要する費用は、当該雑誌スポンサーが負担しなければならない。

（定めのない事項）

第１０条　この覚書に定めのない事項については、必要に応じて市と雑誌スポンサーが協議して定める。

この覚書締結の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保有する

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号

　　　　　　　　　市　　　　　　　　　　　茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長　佐藤　光　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地又は住所

　　　　　　　　　雑誌スポンサー　　　　名称等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

別紙

茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー制度仕様書

茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第６条の規定に基づき、広告の表示方法、表示位置、規格等を次のとおり定める。

１　雑誌スポンサーの名称の表示

覚書第１条に規定する雑誌（以下「提供雑誌」という。）の最新号の表表紙側に「○○（雑誌名）は、○○様（雑誌スポンサーの名称）から提供されています。」と表示する。

　(1) 雑誌スポンサーの名称の表示枠は、縦４センチメートル、横１３センチメートル以内とする。

(2) 雑誌スポンサーの名称の表示位置は、雑誌表紙のタイトル等を避けて表示する。雑誌スポンサーによる表示位置の指定又は変更はできません。

(3) 雑誌スポンサーの名称の表示に要する費用は、茅ヶ崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が負担する。

≪イメージ≫

**月刊　茅ヶ崎は、**

**茅ヶ崎商店　様**

**から提供されています。**

２　広告チラシの表示

提供雑誌の最新号の裏表紙側に雑誌スポンサーの事業に関する広告チラシ（実施要綱第９条第１項の規定により雑誌スポンサーの決定を受けた広告の内容に限る。）を表示する。

　(1) 広告チラシの表示枠は、提供雑誌のサイズ以内とする。

　(2) 広告チラシのデザインは、自由とする。

(3) 雑誌スポンサーは、広告チラシの作成及び作成に要するすべての費用を負担するものとする

　(4) 雑誌スポンサーは、あらかじめ教育委員会が指定する枚数の広告チラシを茅ヶ崎市立図書館（以下「図書館」という。）に提出するものとする。

３　雑誌架の表示

提供雑誌の配架場所に「○○（雑誌名）は、○○様（雑誌スポンサーの名称）から提供されています。」と表示する。

　(1) 雑誌架の表示枠は、縦１８センチメートル、横２０センチメートル以内とし、雑誌スポンサーの住所、電話番号及び地図を表示するとともに、事業に関する広告（実施要綱第９条第１項の規定により雑誌スポンサーの決定を受けた広告の内容に限る。）を表示することができる。

　(2) 雑誌架のデザインは、自由とする。

(3) 雑誌架の表示位置は、教育委員会の指定する場所とする。

(4) 雑誌架の配架場所は、教育委員会の指定する場所とする。

　(5) 雑誌スポンサーは、雑誌架に表示する広告の作成及び作成に要するすべての費用を負担するものとし、あらかじめ教育委員会が指定する枚数の広告を図書館に提出するものとする。

月刊茅ヶ崎は、

「茅ヶ崎商店」様

から提供されています。

**会社情報・ＰＲ等（任意部分）**

住所

電話

○○は茅ヶ崎商事まで！

縦１８㎝

横２０㎝

定型の表示

図書館で作成

地図

４　広告の表示期間

　(1) 雑誌スポンサーの名称

　　　保存期間の満了等により提供雑誌が廃棄されるまでとする。ただし、開架フロアへの配架は、次の最新号が発売されバックナンバーとなってから教育委員会が定める期間までとし、閲覧・貸出は保存期間として定められた期間とする。なお、保存期間を過ぎた後、リサイクルとして市民等に無償で提供する場合は、広告を表示した状態で提供するものとする。

　(2) 広告チラシ

　　　次の最新号が発売されバックナンバーとなるまでの期間とする。

　(3) 雑誌架

雑誌の提供期間とする。ただし、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により図書館に雑誌を提供することができなくなった場合は、最終号発行後１箇月までとする。この場合において、教育委員会は、「○○（雑誌名）は、○○様（雑誌スポンサーの名称）から提供されていましたが、○月号をもって廃刊（休刊）となりました。」と表示を差し替えるものとする。

≪イメージ≫

　　　　　　　　　　（廃刊・休刊の場合）

|  |
| --- |
| 月刊茅ヶ崎は、  「茅ヶ崎商店」様から提供されていましたが、○月号をもって廃刊（休刊）となりました。 |